

第三者評価結果

A-1 利用者の尊重と権利擁護

		第三者評価結果
A-1-(1) 自己決定の尊重		
【A1】	A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	a
<コメント> 個別支援にあたり保護者からの意見・希望及び学校での取り組みを細かく聞き取って必要事項を反映しています。本人の意見は年齢や発達段階を考慮に入れながら自己決定や自己選択の力を培うような形をとっています。 利用者の活動は写真などを活用して自分たちで選択してもらうようにしています。活動の支援にあたっては、本人の力で出来ることを見つけて、本人が決めて行うことを大事にしています。また希望や意見の実現可能性についての判断は、練習も兼ねながら、様々な側面や周りの意見を聞いて判断する取り組みも行っていきます。利用者の希望や要求が他の利用者の権利を侵害せず生活上妥当なのであれば「自己選択、自己決定」に基づく支援を行っています。		
A-1-(2) 権利侵害の防止等		
【A2】	A-1-(2)-① 利用者の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。	a
<コメント> 支援記録や支援内容の共有を図りながら複数の職員の目が届くようにし、不適切な事例の発生の早期発見が出来る仕組みとなっています。法人が定める「職員倫理綱領」の中の利用者との関係の章において、利用者に対して不適切な行為があってはならないことを、具体的な内容を記して職員に周知徹底を促しています。 例として「利用者に対し不遜な態度、あざ笑うような態度をしてはならないこと。利用者に対して乱暴或いは威圧的な態度、言葉遣い等を行ってはならないこと。命令或いは禁止は極力行わないこと。無視・体罰・言葉の暴力による精神的・身体的な苦痛を伴う手段を行わないこと。」等々について明示しています。また育児ストレスによる保護者の疲弊や家族内のトラブル等による虐待やその恐れについては、速やかに関係機関に繋ぎ、適切な支援や介入が出来るように努めています。		

A-2 生活支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 支援の基本		
【A3】	A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	a
<コメント> 利用者の発達状況や有しているスキル、家族のニーズ、利用者を取り巻く資源を複合的に考えながら、一人ひとりの自律・自立に配慮した個別支援を行っています。また学校や相談支援事業所、医療機関、他の事業所とも連携し、活動が家庭や地域社会での生活に生かされ、生活が豊かになるように取り組んでいます。 対象児童への就学相談の手続きや行政等関連機関について、情報提供等を行っています。家族等からの当センターの利用照会については、見学や面談をしていただき、相談事業所での受給者証の申請、行政等の利用開始までの手続きについて、情報提供等を行っています。		

【A4】	A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者が他者に伝えるためのコミュニケーション手段を探し、確立していくことが提供するサービスの大きな柱と考えています。意思表示や伝達が困難な利用者に対して写真やジェスチャー、情報機器等の活用による言葉以外のコミュニケーション手段を模索して支援しています。また言葉でのやり取りにおいても適切な表現方法や理解度をその場で確認しながら取り組んでいます。</p> <p>児童発達支援では、日常生活の支援やコミュニケーション支援、個別学習を通して、子ども一人ひとりに合わせた支援の形を家族と共に考えて行っています。</p> <p>放課後等デイサービスでは、作業活動や創作活動、調理活動、地域資源を利用した余暇活動等を通して、子ども一人ひとりに合わせた支援方法でコミュニケーションや社会生活活動等を学習しています。</p>		
【A5】	A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者の特性に留意し、安心して話しやすい雰囲気のもとで言葉やツールを使い、利用者の意思決定について選択・決定しやすい働きかけをしています。利用者からの希望のすくい上げが十分できない場合には、家族からの聞き取りや意見を教えていただくことも多いです。</p> <p>家族に対しては、子どもを育てている家族の思いを尊重し、家族に寄り添いながら、支援に臨んでいます。定期的にモニタリングで、利用者や家族との面談を必ず行い、相談内容等を個別支援計画へ反映しています。利用者・家族からの相談内容は、会議(児童発達管理責任者や担当職員との会議、全体職員会議等)を行って、全職員が共有する仕組みとなっています。</p>		
【A6】	A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>本人や家族から希望を聞きながら、個別支援計画に療育のねらいを定めながら取り組んでいます。日常生活の支援やコミュニケーション支援、個別学習等を通して、子ども一人ひとりに合わせた支援の形を家族と共に考えて取り組んでいます。また作業活動や創作活動、調理活動、地域資源を利用した余暇活動等を通して、子ども一人ひとりに合わせた支援方法でコミュニケーションや社会生活スキルを学ぶ取り組みを行っています。</p> <p>子どもたちが話し合いをして、或いは、子どもたちが選ぶ方法でプログラムを決めて行っています。子どもたちが興味をもって取り組めるように、子どもたちの考えを基本にメニューの多様化を行っています。「運動遊び」では、体幹を鍛える等を目標に、また「ゲーム遊び」「ソーシャルスキルトレーニング」では、ルールへの気づきや対人関係を培う等を目標にしたプログラムとして行っています。</p>		
【A7】	A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者の特性等の状況については、利用開始時に専門的検査の結果等のアセスメント資料がある場合は参考にしています。事業所でも検査を実施しアセスメントに基く支援に努めています。職員は、法人内の研修及び法人外の研修の受講によって、専門知識の習得を行っています。特に法人外の専門研修では、発達検査や学術研究会等に計9講座、のべ13名が受講しています。受講者は、職員会議で報告或い資料の回覧等によって職員間で共有を行っています。利用者の障害による行動や生活の状況等については、担当職員及び主任の他に全職員がケース会議等を通して理解・共有しています。</p>		

A-2-(2) 日常的な生活支援		
【A8】	A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>年齢に応じたスキルの獲得として、見通しの練習や手先動作の一貫としての料理プログラムを組んだり、身なり、歯磨き、髪をとかすといった清潔面の支援や交通機関の学習としての活動等のプログラムがあります。調理プログラムでは、利用者の嗜好を考慮して、クッキーやお好み焼き等を行い、つくる楽しさ、楽しく食べる体験のプログラムを行っています。</p> <p>トイレの学習では、一連の動作を写真などを示しながら説明しています。事業所のトイレのドアにも着衣を下ろしてから、すませた後の手を洗い、ペーパータオルで手を拭くまでの一連の各段階の動作の写真が貼ってあります。</p> <p>社会生活の中で大切な交通機関の利用については、職員の支援を受けながら出発駅から目的地までの予定を立て、実際にお金を使い切符を購入し、交通機関を使用し、目的地へ行く練習・経験を職員同行のもとに行っています。</p>		
A-2-(3) 生活環境		
【A9】	A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>幼児から18歳までの利用がありますが、活動や来所児によって活動するプレイルームを決めて、安全に活動できるように配慮しています。こどもが活動している療育場面には、職員が必ず立ち合い、安心して楽しく活動できるように努めています。昨年度、利用者の事故の発生はありません。</p> <p>遊具類は、所定の場所に収納されていて、利用するときにプレイルームに持ち出して利用し、活動の終了時には、もとの収納場所に片づけています。利用ごとにプレイルームを掃除をし清潔を保っています。また床にはむやみに物を置かないようにし、危険の軽減に努めています。安眠(休息)出来る環境については、一人ひとりが療育目的をもち事業所に来所するため、必要によって休息程度は出来るようにしています。</p>		
A-2-(4) 機能訓練・生活訓練		
【A10】	A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>生活動作の習得に向けた練習は活動の中で実施しています。センターには、理学療法士や作業療法士の職員はいません。児童指導員等の職員が研修等で習得した知識で対応しています。実施方法や留意点を職員間(児童指導員、保育士、公認心理士、児童発達管理責任者等)で検討・共有し、日常の生活動作の中で実施することにより、利用者機能や能力の維持・向上に取り組んでいます。利用者一人ひとりの状況に合わせて計画を定めて支援を行っています。</p> <p>プログラムの「運動遊びや体操、ボーリング遊び、風船遊び、七夕製作、公園に出かける等の種々な活動」の他にほとんどの遊びの中に運動の要素を取り入れています。体の運動と同時に、指先を動かすことや目と身体を連動する運動、座位姿勢が保てるように体幹を意識する等のプログラムを行っています。</p>		

A-2-(5) 健康管理・医療的な支援		
【A11】	A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>送迎を保護者行います。活動時間が短いのですが、仮に子どもに体調変化等が生じた場合は保護者へすぐに様子を連絡できる状況にあります。</p> <p>事業所利用申し込み時に、提出を受けた利用者の「健康状況票」によって利用者の健康状況を職員は共有しています。体調変化が生じた時に落ち着いて適切な行動がとれるように「緊急時マニュアル」を備えてあります。また協力医療機関への相談或いは受診等を速やかに仰ぐことが出来る体制にあります。医師又は看護師等による利用者の健康診断・相談の結果等については、保護者に確認し、事業所で把握しています。障害児の健康管理等について、職員研修や職員の個別指導等は定期的に行なわれていません。</p>		
【A12】	A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	
<p><コメント></p> <p>非該当</p>		
A-2-(6) 社会参加、学習支援		
【A13】	A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>センターは、利用者が社会参加の出来るスキルの獲得を支援することも担っていますので、本人のスキルを勘案しながら積極的に取り組んでいます。法人及びセンターは、障がいや発達につまづきのある子どもの基本的な人権の尊重と権利擁護に努め、地域での自立した生活を支援し、一人ひとりの状況や要望に応じて、さまざまな活動の機会を提供し、豊かな暮らしと充実した地域生活が送れるように子どもや家族へサービス提供していくことを方針に掲げて、具体的活動を支援しています。</p> <p>交通機関の利用の学習について、利用者の能力に応じ、予定を立て、バスや鉄道を使い、職員の支援のもとで学習をしています。その際、利用者の意欲や達成感が引き出せることを大切にしています。</p>		
A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援		
【A14】	A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>利用者が地域で生活できるように環境面などについて聴取をし、具体的な提案をしています。場合によっては家庭を訪問し、子どもや家庭の生活に繋がるように支援しています。また定期的に訪問して生活の様子を把握し、適宜に必要な支援を行い、利用者が地域で引きつづき過ごせるように応援をしています。利用者の意志や希望を尊重する方法は課題となっています。</p> <p>保護者の不安や家庭内の育児の困り事は、面談を設けたり電話で相談に応じて保護者への支援も行っています。将来、利用者が家族から離れて自立生活を希望するような場合は、社会資源について情報提供する等を行っています。また行政や相談支援事業所など関係機関と連携して支援を行っています。</p>		
A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援		
【A15】	A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>センターは、子どもを対象としていますので、家族等との連携や相談等の支援は極めて大事なこととして行っています。子どもの送迎を家族等が行っていますので、顔を合わせて話を交わす機会があります。相談ごとを受けたり、利用者や家族等の関係の自然な様子を把握できる機会となっています。家族からの電話での相談にも応じて、必要によって助言等を行っています。グループ療育の際の相談には、活動に集中する事が出来るように終わってから改めて丁寧に相談に応じることもあります。センターの広報紙「WANTS通信」を2ヶ月ごとに発行し、利用者や家族等へ配布しています。受給者証の更新のことや個別支援計画の見直しのこと、防災訓練の実施のこと、職員の紹介、センターの月間予定表等の直近の情報についてお知らせしています。</p>		

A-3 発達支援

		第三者評価結果
A-3-(1) 発達支援		
【A16】	A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	a
<コメント> 保育所や学校等との連携は、希望がある場合や連携が望ましいケースにおいて、連携・調整等を行っています。活動のプログラムは、児童発達管理責任者及び子どもを担当する職員等によるチームで作成するとともに子どもの状況変化に応じ、工夫や見直しを適宜実施しております。活動については、子どもたちの興味・関心を生かしたプログラムを用意し、視覚的な情報を加味しながら「わかった、やりたい、できた」と達成感を感じられるよう趣向をこらし、個々にフィットしたサービスの提供を行っています。同時に保護者の方にわかりやすくフィードバックも心がけています。		

A-4 就労支援

		第三者評価結果
A-4-(1) 就労支援		
【A17】	A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	
<コメント> 評価外		
【A18】	A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。	
<コメント> 評価外		
【A19】	A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	
<コメント> 評価外		